

岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会
病院倫理審査専門委員会内規

制定 平成26年3月27日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会規程（平成26年岡大院医歯薬・岡大病規程第1号）第3条第2項の規定に基づき、岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会病院倫理審査専門委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、岡山大学病院（以下「病院」という。）において、次に掲げる事項等倫理的判断を必要とする事態が生じた場合に、大学院医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」という。）及び病院長の諮問に応じ、協議を行い、文書により助言又は回答を行う。

- 一 輸血拒否に関すること。
- 二 生殖医療に関すること。
- 三 終末期医療に関すること。
- 四 その他医療現場における臨床倫理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 内科系及び外科系、及び歯科系診療科の診療科長 各1名
- 二 内科系及び外科系、及び歯科系診療科の助教以上の教員 各1名
- 三 医療安全管理部所属の医師及び看護師 各1名
- 四 看護部副看護師長 2名
- 五 人文科学・生命倫理の専門家 1名以上
- 六 一般の立場の者 1名以上
- 七 その他委員長が必要と認める者

2 委員は、研究科長及び病院長が委嘱する。

3 第1項各号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によるものとする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、必要に応じ開催するものとし、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員自らが携わる医療行為について協議するときは、委員として当該医療行為の協議に加わることはできない。この場合において、当該医療行為に係る協議を行う間は、委員の数から除くものとする。ただし、委員会の求めに応じて、委員会に出席し、説

明することはできるものとする。

3 研究科長及び病院長は、必要に応じ、委員会に出席することができるものとする。ただし、委員になること及び協議に加わることはできない。

(議決方法)

第6条 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(記録の保存)

第8条 委員会における協議の経過及び結果の記録は、10年間保存するものとする。

(秘密の保護)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、病院研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。